

社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

すべての職員が職業生活と家庭生活の調和を図って、その能力をいかんなく発揮できる雇用環境の整備を図るため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日 までの間

2、内容

目標1

産前産後休業や育児休業、出産手当金、育児休業給付、産休・育給中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

平成27年4月1日～

産前産後休業や育児休業等の処遇、社会保険・雇用保険の各給付金等に関するパンフレット等を、該当職員へ配布し制度の周知を図る。

目標2

妊娠中や産休・育休中、あるいは職場復帰前後の職員に対し、安心して休業し、円滑に職場復帰できるための支援として、相談窓口を設ける。

<対策>

平成27年4月1日～

相談窓口の設置について検討の上設置し、希望により専門機関との面談が行える旨を該当職員に周知する。

目標3

所定外労働時間削減のための措置の実施として、時間外労働や休日出勤の多い職員に対して、業務量の調整や面談等を行い、所定外労働の削減を図る。

<対策>

平成27年4月1日～

管理職等が職員の毎月の時間外労働を把握し、労働基準法の限度時間を超えるような職員がいる場合は、面談等を実施し、業務量の調整や、業務処理方法の見直し等を行い改善を図る。